

貴自治体名 西尾市懇談日時 10月25日(金) 午前 午後 13時30分～15時00分懇談会場 41 会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2013年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ① 県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 () ない () ある → 具体的には ()
- ② 現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。
 () 現行どおりとする () 政省令(県条例)に合わせる
 () その他 → 具体的には ()

2. 地方税滞納整理機構

- ① 滞納者の件数 (12,439) 件
- ② 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2012年度)
- 1) 徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 - 2) 換価の猶予の適用件数(0)件
 - 3) 滞納処分の停止の適用件数(6,992)件
- ③ 機構に引き継いだ件数(2013年4月1日現在)(0)件
- ④ 機構に引き継ぎをする基準

- (1) 原則として、個人住民税の滞納があり、他の市町村税(法人市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市町民税)と併せた滞納額の本税額が50万円以上である事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの
- (2) 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの
- (3) 滞納者の住所又は所在地が愛知県内にあるもの
- (4) その他次のいずれにも該当するもの
 - ア 滞納者の所在が明らかなもの
 - イ 時効が完成していないもの
 - ウ 執行停止相当でないもの
 - エ 徴収猶予又は換価猶予中でないもの
 - オ 納付又は納入の受託中でないもの
 - カ 課税不備・督促状未発付でないもの
 - キ 不服申立又は訴訟中でないもの

- ⑤ 少額でも滞りなく分納している納税者も機構に引き継ぐか () 引き継ぐ () 引き継がない

【2】1. 生活保護

- ① 生活保護の申請件数とその保護件数について
- 2011年度相談件数 (622) 件、申請件数 (117) 件、そのうち保護開始件数 (108) 件
 2012年度相談件数 (815) 件、申請件数 (107) 件、そのうち保護開始件数 (97) 件
- ② 2013年4月1日時点の受給世帯数と人数 (448) 世帯 (638) 人
 ※以下は市のみお答えください
- ③ 生活保護担当職員(ケースワーカー)について
- 2011年4月1日現在 正規職員 (7) 人 → 生保担当の平均在任年数 (0) 年(10) カ月
 非正規職員(0) 人
- 2012年4月1日現在 正規職員 (7) 人 → 生保担当の平均在任年数 (1) 年(2) カ月
 非正規職員(0) 人
- 2013年4月1日現在 正規職員 (7) 人 → 生保担当の平均在任年数 (1) 年(3) カ月
 非正規職員(0) 人
- ④ 1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者数
- 2011年4月1日現在 (48) 世帯 (72) 人
 2012年4月1日現在 (62) 世帯 (88) 人
 2013年4月1日現在 (64) 世帯 (91) 人
- ⑤ 生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある ()ない
「ある」場合 配置している人数(1)人 ※今年度の人数をご記入ください
配置を開始した年月(20)年(4)月
その職員が担当している業務(生活保護相談および同行訪問 等)
「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中
計画が「ある」場合の配置予定時期と人数(年 月)()人

2. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
()ない ()ある→実施年月(平成 15 年4月)2012年度実績(12)件(155, 100)円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
()ない ()ある→実施年月(平成 13 年 4 月)2012年度実績(586)件(4,692,811)円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (1,861)人(平成 25 年 6 月現在)
- ④介護給付費準備基金について
2011年度末の残高(452,390)千円
2012年度末の残高(453,674)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数(7)箇所 直営(0)箇所、委託(7)箇所
職員配置人数(30)人 正職員(26)人、非正規職員(4)人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(平成17年 4 月 1 日) 2012年度実績(428)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(平成17年 4 月 1 日) 2012年度実績(586)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑨介護保険支給限度基準額超過者の人数(把握無し)人(年 月 日現在)
- ⑩配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	月～金曜日 昼食 週5日以内
	1日平均利用者数(2012年度)	総延べ食事数(10,076)食÷年間配食日数(239)日 =1日当たり平均(42.2)食
	1食あたりの助成額	所得に応じて、450円または350円
	1食あたりの利用者負担額	所得に応じて、300円または400円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2012年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑪独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	西尾市にこやか収集
対象者の要件	市内に居住しており、次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でゴミ等を排出することが困難である世帯。 (1) 高齢者の世帯(65才以上で要介護・要支援等の認定を受けている一人暮らしの世帯) (2) 身体障害者の世帯(身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯) (3) その他市長が適当と認める世帯

1カ月平均利用者実数(2012年度)	120人
--------------------	------

⑫住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	<input type="radio"/> 助成制度がある <input type="checkbox"/> 助成制度はない <input type="checkbox"/> 検討中である		
制度内容	<input type="radio"/> 介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	介護保険の残額の2分の1の枠を上限に、最大9万円	
	利用者実数(2012年度)	150人	
	<input type="checkbox"/> 介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2012年度)	

⑬ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

高齢者の方の見守りにつきましては、緊急通報システムの設置、配食サービス及びシルバーカード調査(ひとり暮らしか高齢者のみの自宅に伺う調査)を、実施しております。

⑭高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

実施している

→ 利用料:高齢者< 歳以上>(100)円、障がい者(無料)円、一般(100)円
その他の外出支援策(75歳以上の運転免許返納者については無料)

実施していない

2)タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

⑮宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

助成している → 1施設当たり助成額 月額()円 または 年額(16万)円
または 1回限り()円 → 助成カ所数()カ所

検討中である

助成の予定がない

⑯介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2012年度実績)は (354)枚

2)認定書は毎年発行している

1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

申請書を送付している → 2012年度(1,495)件

認定書を送付している → 2012年度()件

送付していない。

4)認定書の発行の条件

介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

次のような方法で判断している()

⑰介護保険サービス利用人数について (4,192)人(平成25年2月 現在)

⑱介護保険支給限度基準額超過者の人数について (把握無し)人(年 月 現在)

3. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

申請書を送付している ハガキ等で通知をしている 通知していない

2) 国民健康保険の場合

- () 申請書を送付している (O) ハガキ等で通知をしている () 通知していない
- ② 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。
- (O) 対象にしている () 縮小して対象にしている () 県基準どおりにした
- ③ 上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

後期高齢者福祉医療受給者で、自立支援医療受給者証の所持者及び精神疾病で入院加療を受けている方の保険診療による自己負担分を支給している。

- ④ 2013年8月1日現在の対象者
- 後期高齢者医療受給者 (18,852)人
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (3,025)人
 内〔ひとり暮らし非課税者(353)人
 〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(76)人
- ⑤ 後期高齢者医療について
- 被保険者数(18,852)人 保険料滞納者数(57)人
 短期保険証発行人数(0)人
 差し押さえ(2012年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策 ※2013年9月1日現在をご記入ください。

- ① 子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

【保険年金課】

入院外のみで、対象者を6歳到達年度末の翌日から15歳到達年度末までとし、保険診療による医療費の自己負担分を現物給付にて支給している。なお、所得制限はありません。

- ② 就学援助
- 1) 保護者への広報はどのようにしていますか。
 (O) 入学説明会 () 入学式 () 始業式 (O) ホームページ (O) 市広報
 () その他()
- 2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍
 そのほか
 認定基準は設けていませんが、申請用件と特別支援教育就学奨励費の需要額、直近三ヶ月の収入を参考に認定。

- 3) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円
- 4) 申請書の受付先 () 市町村窓口 (O) 学校 () 市町村窓口と学校のどちらも可
- 5) 民生委員の証明は必要ですか () 必要である () 必要ない 所見を必要とします。
- 6) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2012年度	2013年度
受給者数	512 人	496 人
受給割合	3.4%	3.3%
支給額	38,334,051 円	46,749,860 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2013年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 7) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 () 償還払い (O) その他
- 8) 就学援助の項目について
 (O) 学用品費 () 体育実技用具費 () 入学準備金 (O) 通学用品費 () 通学費
 (O) 修学旅行費 (O) クラブ活動費 (O) 生徒会費 (O) PTA会費 (O) 給食費
 (O) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (O) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (O) 医療費
 () 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
 (O) その他(新入学学用品費)

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が 300 万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の 10 分の5以下に減少すると認められる場合

③資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している → (69) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
(○) 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(12) 世帯 内、乳幼児(1) 人、小学生(10) 人、中学生(4) 人、高校生世代(7) 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(0) 世帯 内、乳幼児(0) 人、小学生(0) 人、中学生(0) 人、高校生世代(0) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
(○) 国の基準どおり実施している
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○) 高校生世代以下の子どものいる世帯 (次頁に続く)
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
(○) 病弱者のいる世帯
(○) 次の場合は、交付対象から除外している。

その他所得の状況、病院にかかっている等、個別の面談により資格証明書を解除している。

④短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内() 人 ・2カ月() 人 ・3カ月() 人 ・4カ月() 人
・5カ月() 人 ・6カ月(3,149) 人 ・1年() 人 ・その他() 人
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

一般証の一斉更新時に前年度保険税に未納があるものに対し発行している。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。
(○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度)

- 1) 差し押さえの基準(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)
- 2) 分納者への対応(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)
- 3) 予告通知書の発行(81) 件
- 4) 差押え件数 不動産(25) 件 預貯金(142) 件 生命保険(5) 件(内学資保険(0) 件)
その他(30) 件(不動産参加差押え 22 件、年金 1 件、所得税還付金 6 件、
給与 1 件)
- 5) 競売などによる現金化 (0) 件 (0) 円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。
※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (394) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0) 人
- 3) その他

- ⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について
- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
実施している 検討中である 実施の予定がない
 - 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
設けている 検討中である 設けていない
 - 3) 2012年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円
- ⑧国保運営協議会について
- 1) 運営協議会の公開 公開していない 公開している
 - 2) 運営協議会委員の公募枠 ない ある → ()人

6. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	191	53	15.76
重度訪問介護	1	499	499
行動援護	1	15	15
同行援護	15	30	13.67

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(262)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(11.77)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (76)人

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

- 1) 併給をしている人の人数(7)人(平成 25 年 8 月 1 日現在)
- 2) 上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている者の人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)
(7)人(平成 25 年 8 月 1 日現在)
- 3) 2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件
介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。
上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳 1 級所持者に限る)

- ・介護保険の要介護度が要介護 5 の者(ただし区分変更しても要介護 5 にならない場合は、要介護 4 以下でも検討可能)
- ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

介護保険の要介護認定が要介護5の方(居宅介護の場合)
 介護保険にないサービスを利用する場合(同行援護)
 要支援 1、2 の方で通院に関するサービスを希望する場合

4) 併給についての広報について

()している ()していない

→「している」と回答した場合、どのように広報していますか。

()市町村の広報 ()ホームページ

()介護保険関係でのお知らせ等 ()障害福祉関係でのお知らせ等

()その他→()

5) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(29.2)時間

⑥2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

1) 自立支援給付 (1,228,542 千円)

うち介護給付 (900,700 千円) 訓練等給付 (261,400 千円)

2) 地域生活支援事業 (77,672 千円)

⑦「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

() 助成を受けている (○) 助成を受けていない。

→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

⑧障害者手帳所持者について

1) 身体障害者 (5,171) 人 (平成25年 4月 1日現在)

2) 知的障害者 (1,027) 人 (平成25年 4月 1日現在)

3) 精神障害者 (822) 人 (平成25年 4月 1日現在)

⑨市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について

1) 身体障害者 (3) 団体 (平成25年 4月 1日現在)

2) 知的障害者 (1) 団体 (平成25年 4月 1日現在)

3) 精神障害者 (1) 団体 (平成25年 4月 1日現在)

7. 健診事業 ※2013年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	無料	可・不可	無料	可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団		可・不可	1,000 円	可・不可	
	大腸がん	個別・集団		可・不可	500 円 <small>対象年齢のみ無料</small>	可・不可	
	肺がん	個別・集団		可・不可	無料	可・不可	
	子宮がん	個別・集団	無料	可・不可 <small>対象年齢のみ</small>	1,000 円 <small>対象年齢のみ無料</small>	可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可	1,000 円	可・不可
		マンモグラフィ	個別・集団	無料	可・不可 <small>対象年齢のみ</small>	1,000 円 <small>対象年齢のみ無料</small>	可・不可
前立腺がん		個別・集団		可・不可	500 円	可・不可	
歯周疾患		個別・集団	無料	可・不可 <small>対象年齢のみ</small>		可・不可	

②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる (○)40・50・60・70歳の年に受けられる

()その他()

